

令和8年3月2日

航空局航空ネットワーク企画課

北海道エアポート(株)の旅客取扱施設利用料の上限認可について

空港法第15条に規定する指定空港機能施設事業者である北海道エアポート株式会社からの旅客取扱施設利用料(※)の上限認可申請について、同法第16条に基づき、本日(3月2日)付で認可しました。

※旅客取扱施設利用料…空港の旅客ターミナルビルの利用対価として、航空旅客から徴収する料金。

1. 空港の名称 (1)新千歳空港
(2)函館空港
2. 申請者 北海道エアポート株式会社
3. 料金の上限
 - (1)新千歳空港
〈国際線〉(消費税込)
大人3,000円(満12歳以上) 小人1,500円(満2歳以上12歳未満※)
※満2歳未満で小人用航空券を使用する場合は小人料金
 - (2)函館空港
〈国内線〉(消費税込)
大人430円(満12歳以上) 小人210円(満3歳以上12歳未満※)
※満3歳未満で小人用航空券を使用する場合は小人料金
〈国際線〉(消費税込)
大人1,200円(満12歳以上) 小人600円(満2歳以上12歳未満※)
※満2歳未満で小人用航空券を使用する場合は小人料金
4. その他
 - ・料金の徴収開始時期: 令和8年6月1日以降の発券、搭乗分から
 - ・料金の徴収方法: 航空券に含ませ航空運賃と同時に徴収

問い合わせ先

航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課

03-5253-8111 丸山(内線 49-114)、山本(内線 49-107)

03-5253-8715(直通)